

## 研究データ利活用協議会（RDUF） 部会設置要項

令和2年12月16日研究データ利活用協議会企画委員会制定

研究データ利活用協議会（RDUF）に部会を設置するにあたっての目的、運営、設置要項について下記に定める。

### 1. 部会について

オープンサイエンスの実現と拡大に資するため、小委員会活動等によって得られた知見の継承と展開を長期的、継続的に行うことを部会の目的とする。特に企画委員会が必要と判断する場合にはこの限りではない。

### 2. 部会の運営

#### （1） 体制

- ① 部会は企画委員会の下に設置する。
- ② 部会は部会を代表する部会代表者と部会メンバーによって構成される。

#### （2） 部会代表者

- ① 部会設置時の部会代表者は部会提案時の提案代表者が務めることを基本とする。提案代表者が別の部会代表者を指名することも可能とする。
- ② 部会代表者の任期は設置時から2年度目の末日とし、以降は年度ごとの更新とする。更新回数の上限は設けない。
- ③ 代表者が交代する場合はメンバーの互選によって選出し、企画委員会の承認を得る。

#### （3） 部会メンバー

- ① RDUF 会員から部会代表者が指名する。
- ② 企画委員を1名以上含む。
- ③ 部会メンバーについてはRDUF事務局が名簿を管理し、随時企画委員会へ報告する。
- ④ 定員は、原則20人以下とする。

#### （4） 活動計画

活動計画は下記項目を記載し、次年度の活動計画を当該年度に作成する。

- ① 活動の形態（会議、各種イベント）や開催頻度
- ② 活動期間中のマイルストーン

### ③ 成果物創出やコミュニティ拡大に向けた方策

#### (5) 活動報告

活動報告を年度に一回行う。また、企画委員会の求めに応じて活動報告を行う。

#### (6) 部会の更新について

当該年度の企画委員会において、活動計画および活動報告に基づき、次年度の活動継続の可否について審査を行う。

#### (7) 部会の終了

- ① 部会の活動は、活動目的の達成その他部会からの希望により終了することができる。
- ② 部会の活動は、(6) で定める企画委員会の承認が得られなかったときに終了する。

### 3. 部会の設置

#### (1) 設置の方法

- ① 部会の設置の提案は、部会の設置を検討する一人ないし複数のもの（初期メンバーという）が別紙「RDUF 部会 提案書」に基づき行う。初期メンバーは提案を代表する提案代表者とその他のメンバーからなる。
- ② 企画委員会は提案書に対し次項の要件に基づいて審査を行い、認定、再検討、非認定のいずれかに決定する。なお、テーマの粒度、似たような提案が複数あった場合は、企画委員会が調整する場合がある。
- ③ 提案募集および審査は通年で行う。企画委員会は提案応募を受けてから概ね 2 ヶ月以内に審査結果を通知する。

#### (2) 設置の要件

- ① 活動の目的が、**1. 部会について** に合致していること。
- ② 活動計画が具体的に示され、妥当であること。
- ③ 初期メンバーが下記要件を満たすこと。
  - (ア) 最低 1 名、提案者に企画委員が含まれること
  - (イ) 提案代表者が RDUF 会員として長期的にコミットできると見込まれること
  - (ウ) 目的遂行に必要と考えられる関係者の参加が見込まれること